

6 国民健康保険

お問い合わせ先（役 場）保健福祉課
（総合支所）福祉課

加入する方

職場の医療保険（健康保険、共済組合など）に加入している方や生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

主な届出

加入若しくは脱退するときは、14日以内に届出をしてください。これらの届出は、総合支所福祉課でも受け付けます。

	このようなとき	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険（離脱）証明書
	他市町村から転入したとき	・転出証明書 ※転入の届出をしてください。
	子どもが生まれたとき	※出生の届出をしてください。
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	・外国人登録証明書
国民健康保険を脱退するとき	職場の健康保険に加入したとき	・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険証
	他市町村へ転出するとき	・国民健康保険被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	・国民健康保険被保険者証 ※（保護開始決定通知書）
	死亡したとき	・国民健康保険被保険者証 ※死亡の届出をしてください。
	外国籍の方が脱退するとき	・国民健康保険被保険者証 ・外国人登録証明書
その他	退職医療制度に該当したとき	・印鑑 ・年金証書 ・国民健康保険被保険者証
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	・国民健康保険被保険者証
	世帯を分離したとき 世帯を合併したとき	・国民健康保険被保険者証
	就学のため子どものみ転出のとき （※学生特例）	・印鑑 ・在学証明書 ・国民健康保険被保険者証
	福祉施設等に入所するため転出のとき （※住所地特例）	・印鑑 ・施設名称等の情報 ・国民健康保険被保険者証
	保険者証を無くしたり、汚れたりしたとき	・印鑑 ・本人確認できるもの（運転免許証など） ※（汚れた国民健康保険被保険者証）

主な給付

項目	内容
療養の給付	医療機関に病気やケガでかかったとき、次の負担割合で治療を受けることができます。 ・義務教育就学前……………2割 ・70歳以上75歳未満……………※2割（一定以上の所得者は3割） ・義務教育就学後70歳未満……………3割 ※ただし、平成22年3月31日までは1割
療養費	医療機関でやむを得ず被保険者証を提示せずに治療を受け医療費の全額を支払った場合、又は医師が必要と認めた治療によるコルセット・ギブスなどの補装具等の代金について国民健康保険の負担分を払い戻します。
高額療養費	病院の窓口で支払った額が高額になった場合、申請により、法で定められた限度額（世帯の所得状況や年齢構成によって異なります）を超えた額を払い戻します。
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したときに1件42万円を支給します。
葬祭費	国民健康保険に加入している方が死亡したときに1件1万円を支給します。

国民健康保険税

国民健康保険税は、新町として統一し、医療給付費分、後期高齢者支援金分と介護納付金分をそれぞれ次の方式により世帯単位で計算します。

納税義務者は、原則として世帯主となります。

【課税方式】

所得割・均等割・平等割の3方式です。ただし、平成21年度分については、旧町の税率を適用します。

区分	内容
所得割	前年中の所得に応じて計算
均等割	加入者一人当たりに応じて計算
平等割	一世帯ごとに計算

【税率・賦課限度額】

平成22年度の税率については、医療給付費分、後期高齢者支援金、介護納付金等の動向により算定いたします。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
賦課限度額	470,000円	120,000円	100,000円

【軽減】

低所得者層の負担増とならないよう、平準化（※1）の導入により軽減措置を7割・5割・2割とします。

（※1）平準化とは、被保険者間の負担の公平の確保と市町村間の保険税負担の格差を是正しようとするものです。

国も平準化を実施した市町村に対し財政支援措置するなど推進を強化しています。

【納期】 ※平成22年度からの納期です。

期別	納期
第1期	7月1日～同月31日まで
第2期	8月1日～同月31日まで
第3期	9月1日～同月30日まで
第4期	10月1日～同月31日まで
第5期	11月1日～同月30日まで
第6期	12月1日～同月25日まで
第7期	翌年 1月1日～同月31日まで

※納付は、役場出納課、総合支所地域振興課及び町内各金融機関で納められます。

※国民健康保険は、被保険者の皆様の国民健康保険税により運営していますので、必ず納期までに納めましょう。

※お支払いは、口座振替をご利用いただくと便利です。（詳しくは40ページをご覧ください。）